

第 1 9 9 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第199回組合会会議録

令和4年6月14日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「エリーゼ」において第199回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 報告第1号 千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について
- 報告第2号 令和3年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について
- 議案第1号 令和3年度決算の認定について
- 議案第2号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて
- 議案第3号 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第4号 貸付債権保全事業に係る債権放棄額の変更について

招集年月日 令和4年6月14日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（3名）

- 11番 佐藤晴彦
15番 岩田利雄
19番 小坂泰久

市町村長以外の議員（9名）

- 2番 平野寛
4番 吉川正樹
6番 伊藤成司
8番 須藤和人
10番 大阿久大輔
12番 青木賀一
16番 関口正樹
18番 松本孝則
20番 柳澤広司

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（8名）

- 1番 渡辺芳邦
3番 井崎義治
5番 宮本泰介
7番 太田洋
9番 神谷俊一
13番 星野順一郎

14番 千原 秀樹
17番 内田 悦嗣

委任を受けた議員は、次のとおりである。（2名）

19番 小坂 泰久（委任者7名）
8番 須藤 和人（委任者1名）

学識経験監事である佐藤晴邦は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	五木田 雅之
事務局次長兼出納長	多田 芳子
事務局次長兼監査室長兼総務課長	布施 幸一
参事兼福祉課長	関 裕行
保健課 長	伊藤 篤史
年金課 長	篠崎 輝明
経理課 長	大月 和美
主幹兼総務係長	加藤 麻美
施設長兼情報管理課長	工藤 誠
施設管理課長兼施設管理係長	白井 貴弘
施設管理課付課長補佐	植松 一彦
施設管理課付課長補佐	別部 光洋

開 会 （時刻13時00分）

事務局長 事務局長の五木田でございます。議員の皆様におかれましては、本日は公務ご多忙のところ、そして、新型コロナウイルスの感染が続いている中、組合会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、ご出席をいただきました市町村長議員3名、委任状を提出されました市町村長議員7名、合計10名でございます。また、職員議員につきましては、9名のご出席をいただき、委任状を提出されました職員議員は1名、合計10名でございます。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定によります、定足数に達しておりますので、ただいまから議事日程に従いまして、第199回組合会を開催させていただきます。開会にあたりまして議長からご挨拶を賜り、その後の進行につきましても、よろしくお願いいたします。

議 長 皆様、こんにちは。組合会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日ここに第199回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から共済組合の事業運営につきましても、特段のご理解

とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、ご案内のとおり、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されて以来、2年以上にわたる感染拡大防止に向けた長い闘いが続いております。各自治体において行政に携わる議員の皆様方には、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みに対し、大変なご苦勞があったことと推察いたしますとともに、この間のご尽力に心から敬意を表する次第でございます。当組合におきましても各種事業に影響が生じているものでございますが、組合員の皆様の日々の生活の安定と福祉の向上及び健康の維持増進のため、引き続き取り組んでまいる所存でございます。

さて、ここで共済制度を取り巻く諸情勢につきまして、若干触れさせていただきます。短期給付事業におきましては、団塊の世代が75歳以上になる令和4年を迎えたところであり、今後引き続き進められる持続可能な全世代型社会保障の動向に注視する必要があります。また、令和4年10月の短時間勤務職員の適用拡大では、多くの非常勤職員が共済の短期給付、福祉事業の適用となることが見込まれ、円滑な実施に向けての対応が求められるものでございます。

次に、施設運営についてでございます。新型コロナウイルスの影響により厳しい経営を強いられているところでございますが、今年度に入り、特に大型連休中については、コロナによる行動制限がかからなかったため、各施設においては、徐々にコロナ禍前の利用状況に近づきつつあり、今後の動向を注視していく必要がございます。このように共済組合を取り巻く情勢は厳しいものがございますが、組合員とその家族のため、共済制度の維持、発展に努めてまいる所存でございますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご審議いただきます主な案件は、「令和3年度決算の認定について」でございます。令和3年度の決算につきましては、保健経理第2及び宿泊経理において、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからずあったものの、施設収入については対前年度比較で増加傾向に転じ、事故等もなく安心安全を第一とした運営を行うことができたものでございます。その他の経理については、各事業とも概ね順調に推移したものでございます。このことは組合員の皆様はもとより、議員の皆様のご理解とご協力の賜物と、深く感謝を申し上げる次第でございます。なお、本日の附議案件につきましては、逐次、事務局から説明がありますので、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議 長 それでは、議事に入ります。議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議なしと認め、本日の会議を1日と決定をいたします。

議 長 次に、会議録署名議員の選挙について、お諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は、議長において指名することで、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側 19 番、小坂泰久議員、職員側 2 番、平野寛議員の両名を指名いたします。

議 長 議案の提案の前に、報告事項が 2 件ございます。報告第 1 号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」、報告第 2 号「令和 3 年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」を一括して事務局から報告を求めます。布施監査室長。

監査室長 はい。

議 長 はい、室長。

監査室長 監査室長の布施でございます。私からは、報告第 1 号と報告第 2 号についてをご報告させていただきます。

それでは、まず、報告第 1 号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」をご報告をさせていただきます。恐れ入ります。表紙をおめくりいただきまして、1 ページの監査の結果についてをご覧いただきたいと存じます。千葉県知事監査につきましては、千葉県庁において、当組合の所管課である市町村課により令和 3 年 1 月 18 日、19 日及び 12 月 22 日の 3 日間にわたり執行いただき、その結果について、本年 1 月 18 日付で通知があったものでございます。文書での指摘事項につきましては、項番 1 の「総則事項について」から 6 ページにあります、項番 10 の「個人情報・情報セキュリティについて」まででございます。また、監査の指摘事項に対する措置状況でございますが、資料の 11 ページをご覧いただきたいと思っております。こちらのページから最後の 26 ページまでの内容で、3 月 11 日付で報告をし、受理をされたものでございます。本日はこの監査の指摘事項に対する措置状況の中から、今回新たに指摘を受けた箇所を中心にご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、資料 11 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらの監査指摘事項に対する措置状況の様式は、平成 29 年度の報告分から変更されたところでございます。一番左側の指摘年度ですが、平成 29 年度、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 3 年度と記載しておりますが、こちらにつきましては指摘事項の 1 段目が平成 29 年度の指摘、2 段目が平成 30 年度の指摘、3 段目が令和 2 年度、4 段目が令和 3 年度という見方になります。なお、令和元年度につきましては、総務省の監査となっておりますので、9 ページ、10 ページに今回の都道府県監査とは別に記載しております。また、一番右側の指摘事項に対する措置状況の具体的内容の欄でございますが、その下に※印で、星印は実施済みとありますが、措置状況については複数年度にわたっていることから、星印については実施をしている、中黒点部分についてはこれから措置するというような見方になるものでございます。

それでは資料の 11 ページの一番下の段をご覧いただきたいと存じます。令和 3 年度、新たな指摘事項は、(1) 組合会関係についてでござい

ますが、こちらは「組合会における長側議員の出席率が低い状態が続いていることについて、引き続き、日程調整を工夫するとともに、オンライン会議システムの利用など、関係機関と連携を図り新たな方策を検討・実施し、さらなる出席率の向上に努めること。」という指摘でございました。これに対しまして右隣が対応方針ですが、「年間の会議日程を年度当初に周知することにより、引き続き出席率の向上に努め、オンライン会議システムの利用など、関係機関と更なる情報共有し、連携による新たな出席率向上の方策を検討してまいります。」としております。したがって、一番右側の指摘事項に対する措置状況でございますけれども、対策の4番目、一番下から2行目の中黒点にあるとおり、「会議日程等の確認及びオンライン会議システムの利用による組合会の検討を行ってまいります。」ということで報告をしたものです。

次に13ページをご覧いただきたいと思えます。指摘事項の下から2段目の(3)人事制度等についての、いわゆる「わたり」の件でございます。「5級職である課長補佐や主幹が4級の係長の職務を兼務しており、係長の職務が4～5級に実質的にわたっていることから、いわゆる「わたり」に相当するものと判断される。わたりは職務給の原則に反し不適切であり、かつ給与水準を上げる要因となることから、組織及び標準職務の見直しを行い、職務給の原則を徹底すること。」という指摘がございました。その右隣の対応方針でございますが、「「わたり」については、千葉県の取扱いに基づき、役職は職員の人事管理の都合で設置・廃止することなく、組織として必要な役職を定め、そこに職務能力・経験等で適切な職員を配置することを基本に、組織及び標準職務の見直しを検討することとします。」ということで報告をしたものです。

次に14ページをご覧いただきたいと思えます。指摘事項の一番下の段、(1)食糧費についてでございます。「会議の後や会議の前の昼食など、必要性に疑義のある昼食代等を経費で支出している例が見受けられた。やむを得ない場合を除き、昼食代等については出席者が負担することが基本であることを徹底するとともに、支出の決裁でもその必要性や妥当性をチェックできる体制を検討すること。」という指摘がございました。その右隣の対応方針でございますが、「各種会議における食糧費等の支出基準については、基準額の範囲内での執行を徹底し、昼食代等の取扱いについては、やむを得ない場合を除き、出席者が負担することが基本であることを徹底してまいります。また、各種会議における食糧費等の支出基準を再度検証することとし、支出の適否を事前チェックできる体制を検討してまいります。」ということで報告をしたものです。

最後に26ページをご覧いただきたいと思えます。12の個人情報・情報セキュリティ対策についての下段、「千葉縣市町村職員共済組合情報セキュリティ基準等に規定されている事項のうち、監査の実施、自己点検の実施、緊急時対応計画の策定、緊急対応訓練の実施等、未実施のものが見受けられた。規定等に基づく各種対策を実施し、引き続きセキュリティ対策の推進に努めること。」との指摘がございました。その右隣の対応方針でございますが、上から5行目のところから始まります記載で、「監査については、実施に向け、情報セキュリティ委員会において監査実施方法、項目等詳細を協議、検討してまいります。自己点検については、点検項目等の精査を行ったうえ、実施することといたします。緊急時対

応計画については、情報セキュリティ委員会において内容等を協議、検討のうえ策定するものであり、当該計画に基づき訓練を実施してまいります。」と報告をしたところでございます。報告第1号につきましては、以上でございます。

総務課長 続きまして、報告第2号「令和3年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」ご報告申し上げます。表紙をおめくりいただきまして、預託金の運用状況（退職等年金預託金管理経理）をご覧ください。こちらは、全国市町村職員共済組合連合会が定めた様式に基づきまして、令和3年度の退職等年金預託金管理経理に係る運用状況をまとめたものでございます。

まず左側の表をご覧ください。令和3年度の資産区分、年度末の時価総額、構成割合、修正総合利回りを示した表でございます。金額の単位につきましては、100万円でございます。令和3年度の退職等年金預託金管理経理の資産は、貸付金約60億2,100万円、短期資産約4億6,800万円によって構成されており、合計64億8,900万円の資産を保有しております。貸付金につきましては、当組合の貸付経理及び物資経理への貸付金の合計であり、短期資産については、普通預金となります。退職等年金預託金管理経理から貸付経理及び物資経理へ貸出す際の利率が1パーセントであるため、貸付金の修正総合利回りが1パーセント、短期資産については、普通預金でございますが、ほぼ利息が付かない状況となっておりますので、表示上修正総合利回りは0.00パーセントとなっているものでございます。

なお、運用状況の公表につきましては、毎年7月の第1営業日に公表することとされており、今年度につきましては、7月1日に当組合のホームページに公表する予定でございます。報告第2号につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただいま「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」と「令和3年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」の報告がありました。ご質疑等ございましたらお願ひをいたします。

[「なし」の声あり]

議長 質疑を終結いたします。以上で、報告第1号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」、報告第2号「令和3年度退職等年金預託金管理経理に係る運用状況について」の報告を終結いたします。

議長 これより議案の上程を行います。議案第1号「令和3年度決算の認定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。大月経理課長。

経理課長 はい。

議長 はい、課長。

経理課長 経理課長の御大月でございます。誠に恐縮でございますが、着座にてご説明させていただきます。それでは、議案第1号を上程させていただきます。議案第1号をご覧ください。「令和3年度決算の認定について」、令和3年度決算について、別冊のように認定を求めるものでございます。1枚おめくりいただきますと、令和3年度の決算書となっておりますが、こちらの決算書につきましては、法に定められました様式に基づきまして作成をいたしましたものでございます。本日の説明につきましては、この決算書に基づきまして作成をいたしました「令和3年度決算の概況について」を添付させていただいておりますので、こちらを用いましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページの1、地方公共団体の数、組合員等の数及び標準報酬の月額等でございます。(1)の団体数は令和2年度末と同数の101団体で変更はございませんでした。(2)の組合員等の人数は、組合員と任意継続組合員の合計で5万7,686人となりまして、令和2年度末と比較しますと1,302人の増加となりました。この内訳でございますが、現職の組合員数は1,310人の増加となりまして、主に会計年度任用職員の資格取得の増加によるものでございます。一方、任意継続組合員は、8人の減少となったものでございます。被扶養者の人数は4万4,177人となりまして、前年度末と比較しますと17人の減少となりました。第3号厚生年金被保険者の人数は5万6,832人となりました。次に(3)の標準報酬の月額等でございます。こちらの表では、長期と短期の金額を掲げてございますが、掛金の対象となる最高限度額が長期と短期で異なっておりますので、本日は短期の額でご説明させていただきます。①組合員でございますが、標準報酬の月額は組合員の方の総額となりますが、令和3年度末で228億5,971万8,000円となりまして、前年度末と比較しますと5億258万6,000円の増加で、増加率は2.24パーセントとなっております。また、平均標準報酬の月額では40万1,724円となりまして、前年度末と比較しますと433円の減少でございました。標準期末手当等の額の年度累計額は841億5,559万5,000円となりまして、前年度末と比較しますと、15億4,066万1,000円の減少、減少率は1.79パーセントとなっております。②の任意継続組合員では、標準報酬の月額は2億9,364万円となりまして、前年度末と比較しますと585万4,000円の減少となっております。また、平均標準報酬の月額は37万6,462円でございました。③の第3号厚生年金被保険者では、標準報酬の月額は223億8,080万8,000円、平均標準報酬の月額は39万3,806円、標準期末手当等の額の年度累計額は835億9,505万1,000円でございます。

次に、2の短期経理でございます。(1)の財源率につきましては、①掛金・負担金率合計で標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する率となります。短期財源率は、令和3年度では前年度より4パーミル引上げて88パーミル、また介護財源率は、前年度より1.68パーミル引上げて17.80パーミルでございました。②の調整負担金は、全国市町村職員共済組合連合会が行っております特別財政調整事業の負担金でござ

いますが、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対しまして、前年度据置きの0.1パーミルでございました。また、同様に連合会の事業であります育児・介護休業手当金に係る共同事業の負担金である公的負担金についても、前年度据置きの0.06パーミルでございました。続きまして、2ページをご覧ください。(2)の一部負担金払戻金等の基礎控除額につきましては、前年度と変更はないものでございます。(3)の収支でございます。収入につきまして、短期の負担金・掛金合計では上から4行目になりますが、312億2,436万2,354円となりまして、組合員数の増加及び財源率の引上げに伴い、前年度と比較して約16億2,000万円増加したものでございます。介護の負担金・掛金合計では、収入の上から8行目になりますが、40億7,447万8,903円となりまして、介護財源率の引上げに伴い、前年度と比較して約3億8,000万円増加したものでございます。以下合計をいたしまして399億8,970万4,918円となったものでございます。前年度と比較しますと20億6,560万9,578円増加したものでございます。一方、支出につきましては、法定給付を中心としました給付金等の合計が、支出の上から4行目になりますが161億8,851万6,222円、前期高齢者納付金以下のいわゆる特定保険料の合計は168億4,275,434円で、この額は掛金・負担金収入の約53.8パーセントとなっております。以下合計をいたしまして415億5,390万3,627円となったものでございます。前年度と比較しますと、主に法定給付と前期高齢者納付金の増加に伴い、36億4,399万3,087円増加したものでございます。収支差引きいたしますと15億6,419万8,709円の当期損失金が生じました。内訳は、短期では16億2,724万3,851円の当期短期損失金、また、介護では6,304万5,142円の当期介護利益金が生じたところでございます。次に、(4)の剰余金をご覧ください。まず、欠損金補てん積立金は、法定額満額の13億4,660万5,059円を積立て、法定額が増加した関係で、不足額2,124万8,018円を前年度より繰越した短期積立金を取崩して補てんしたものでございます。また、短期積立金は、短期損失金と先程の欠損金補てん積立金への充当額を合わせまして、16億4,849万1,869円を取崩した結果、翌年度に19億8,882万7,250円を繰越すものでございます。次に、介護繰越欠損金は、収支差引きで生じました介護利益金6,304万5,142円を前年度より繰越しました介護繰越欠損金に充当しまして、翌年度に繰越す介護繰越欠損金は1,178万8,312円となったものでございます。

次に、3ページをご覧ください。3の厚生年金保険経理でございます。(1)の財源率の①、組合員保険料・負担金率合計は、前年度据置きの18.3パーミルでございました。②の基礎年金拠出金は、前年度据置きの40パーミルでございました。③の追加費用につきましては、前年度より1.0パーミル引下げの14.3パーミルでございました。(2)の収支でございますが、収入は、負担金・組合員保険料を合計しまして810億2,705万4,255円となったものでございます。また、支出は連合会へ払戻金として、収入額と同額を払い込んだものでございます。

次に、4の退職等年金経理でございます。(1)の財源率、掛金・負担金率合計は、前年度据置きの15パーミルでございます。(2)の収支で

ございますが、収入は、負担金・掛金を合計しまして51億7,565万7,999円となったものでございます。また、支出は連合会へ払込金として、収入額と同額を払い込んだものでございます。

次に、5の経過的長期経理でございます。(1)の財源率の①負担金率は、前年度より0.0032パーミル引下げまして0.1001パーミルでございました。続きまして、4ページをご覧ください。②の追加費用につきましては、前年度据置きの1.1パーミルでございました。(2)の収支でございますが、収入は、負担金で3億4,769万1,816円となったものでございます。また、支出は連合会へ払込金として、収入額と同額を払い込んだものでございます。

次に、6の退職等年金預託金管理経理でございます。(1)運用状況につきましては、令和3年度末では、長期貸付金としまして、貸付経理への貸付金が42億2,743万6,300円、物資経理への貸付金が17億9,370万円、以下合計をしまして64億8,917万1,475円を運用いたしたところでございます。(2)の取引金融機関の信用リスクでございますが、預託元の全国市町村職員共済組合連合会におきまして、構成組合の取引金融機関の選定等に関する基準を設けておりまして、その中で「取引先の金融機関の格付けについては、格付機関から取得している長期格付けの過半数が、BBB格又はBBB格に相当する格付け以上であること」と定められております。これに基づきまして、当組合が取引をしております千葉銀行の信用リスクについて、令和3年度末現在の確認を行ったものでございます。格付けは表に掲げてございます格付機関になりますが、R&IでAAマイナス、ムーディーズでA1、S&PでAマイナスでございました。この格付け内容は、全て連合会の示す格付けBBB格以上となっているものでございます。(3)の収支でございますが、収入は、運用によります利息及び配当金が6,563万5,694円となったものでございます。支出は収入額と同額を支払利息として、連合会に払い込んだものでございます。

次に、7の経過的長期預託金管理経理でございます。令和3年度は取引がございませでしたので、説明を省略させていただきます。

それでは、5ページをご覧ください。次に、8の業務経理でございます。(1)の事務費は、全て組合員1人当たりの年額でございます。①の短期・厚生年金保険及び経過的長期給付分につきまして、アの事務費負担金は構成団体にご負担していただくものでございますが、組合員1人当たり短期分として6,036円、長期分として4,812円の合計で1万848円を事務費としてご負担していただいたところでございます。イの事務費は、組合員1人当たりとしまして、短期部分の公的負担金6,036円、短期経理より繰入は2,045円で、こちらは定款上で定められた額となります。次に、連合会交付金が3,563円、その他が783円、合計で1万2,427円を事務に要する費用とさせていただいたところでございます。なお、令和3年度におきましても、事業計画どおり短期経理からの繰入は行いませんでしたので、実際の事務費は1万382円となったものでございます。②の退職等年金給付の事務費につきましては、組合員1人当たり521円で、全額連合会交付金として交付されたものでございます。(2)の収支でございますが、収入につきましては、構成団体からの負担金として6億1,824万9,216円、短期経理より繰入

は先程申し上げましたように行いませんでしたので、以下合計をしまして8億6,801万2,930円となったものでございます。支出につきましては、職員給与が2億6,476万7,214円、以下合計をしまして9億1,260万7,955円となったものでございます。収支差引きいたしますと4,459万5,025円の当期損失金が生じたので、(3)の剰余金をご覧ください。生じた損失金は全額積立金から取崩しをいたしました結果、翌年度へ11億9,202万7,716円を繰越すものでございます。

次に、9の保健経理でございます。(1)の財源率につきまして、①の掛金・負担金率合計は、前年度据置きの4.4パーミルでございました。②の特定健康診査等に係る負担金は、組合員1人当たり238円をご負担いただいたところでございます。続きまして、6ページをご覧ください。(2)の収支でございますが、収入につきましては、負担金が7億8,510万7,991円、掛金が7億7,148万4,692円、以下合計をしまして15億6,323万6,168円となったものでございます。支出につきましては、保健事業の中心となっております厚生費が9億7,258万3,785円、下から4行目になりますが、他経理へ繰入の計が3億6,600万円、以下合計をしまして15億5,098万861円となったものでございます。なお、他経理への繰入につきましては保健経理第2の2,300万円、保健経理第3の3,400万円、宿泊経理の3億900万円となりまして、全て事業計画のとおり繰入を行ったものでございます。収支差引きいたしますと1,225万5,307円の当期利益金が生じたので、(3)剰余金をご覧ください。生じた利益金は全額積立金へ積増しをいたしました結果、翌年度へ20億2,897万4,323円を繰越すものでございます。

次に、10の保健経理第2でございます。営業日数は令和3年4月9日から11月24日までの間で、222日の営業をいたしたところでございます。宿泊人数は4,860人、利用率にして37.75パーセントでございました。(2)の収支状況でございますが、収入につきましては施設収入5,618万4,700円、保健経理より繰入が2,300万円、以下合計をしまして9,529万8,658円となったものでございます。支出につきましては上から3行目の委託費7,102万5,901円を中心にして、以下合計をしまして1億4,496万7,633円となったものでございます。収支差引きいたしますと4,966万8,975円の当期損失金が生じたので、7ページ(3)の剰余金をご覧ください。生じた損失金は全額欠損金補てん積立金から取崩しをいたしました結果、翌年度へ3億5,599万3,738円を繰越すものでございます。

次に、11の保健経理第3でございます。①の営業日数は365日でございました。②の温浴施設の利用状況は組合員9,813人、一般9,675人となりまして、合計では1万9,488人のご利用をいただいたところでございます。(2)の収支につきましては、収入では施設収入766万4,105円、保健経理より繰入が3,400万円、以下合計をいたしまして4,581万5,110円となったものでございます。支出では委託費の777万6,000円を中心に、以下合計をいたしまして3,632万9,570円となったものでございます。収支差引きいたしますと948万5,540円の当期利益金が生じたので、(3)剰余金

をご覧ください。生じた利益金は、欠損金補てん積立金に全額積増しをいたしました結果、翌年度へ7,335万8,477円を繰越すものでございます。

次に、12の宿泊経理でございます。最初に(1)のオークラ千葉ホテルでございますが、宿泊定員は84室、136人で前年度と変更は無いものでございます。営業日数は365日でございます。利用状況につきましては、宿泊利用者が1万9,510人、利用率は39.3パーセントでございました。婚礼は96組で、ご利用者は2,069人でございました。以下、会議、宴会、レストラン等のご利用者を合計いたしますと、10万1,996人のご利用をいただいたところでございます。続きまして、8ページをご覧ください。②の収支でございますが、収入では施設収入5億4,660万1,078円、保健経理より繰入が2億8,400万円、以下合計をしまして10億4,032万1,309円となったものでございます。支出では4行目の委託費5億1,595万9,067円を中心として、以下合計をしまして11億4,357万9,458円となったものでございます。収支差引きいたしますと1億325万8,149円の当期損失金が生じたので、③の剰余金をご覧ください。生じた損失金は欠損金補てん積立金を取崩して補てんをいたしました結果、翌年度へ16億9,885万3,379円を繰越すものでございます。(2)の黒潮荘でございます。①イの営業日数は350日です。ウの利用状況につきましては、宿泊者数9,772人、以下、宴会、会議を合計しまして、9,784人のご利用をいただいたところでございます。また、宿泊利用率は30.7パーセントでございました。②の収支につきましては、収入では施設収入1億2,251万8,640円、保健経理より繰入2,500万円、以下合計をしまして1億5,983万2,185円となったものでございます。支出では4行目の委託費7,379万5,413円を中心として、以下合計をいたしまして2億4,445万9,676円となったものでございます。収支差引きいたしますと8,462万7,491円の当期損失金が生じたので、9ページ③の剰余金をご覧ください。生じた損失金は欠損金補てん積立金を取崩して補てんをいたしました結果、翌年度へ5億2,331万2,347円を繰越すものでございます。

次に、13の貯金経理でございます。支払利率は前年度据置きの1.9パーセントでございました。貯金者数は4万5,868人となりまして、加入率は79.51パーセントでございました。また、貯金総額は3,512億7,232万5,678円となったものでございます。(2)の収支につきましては、収入では、お預かりしました資金を有価証券等で安全有利に運用をいたしました結果、利息及び配当金が69億111万158円、以下合計をいたしまして74億5,756万5,220円となったものでございます。支出では、貯金の利息としてお支払いしました、上から4行目の支払利息63億5,609万8,332円を中心としまして、以下合計しますと64億2,788万1,763円となったものでございます。収支差引きいたしますと10億2,968万3,457円の当期利益金が生じたので、(3)の剰余金をご覧ください。まず、欠損金補てん積立金につきましては、組合員貯金総額の増加に伴い、法定額が増加した関係で、当期利益金のうち5億7,105万2,683円を充当し、

貯金総額の5パーセントである法定額満額の175億6,361万6,284円を積立てたものでございます。積立金につきましては、利益金の残額4億5,863万774円を積増し、翌年度に424億3,559万9,147円を繰越すものでございます。なお、貯金総額に対します剰余金の積立率は、17.08パーセントでございました。また、平均運用利回りは1.85パーセントでございました。

次に、14の貸付経理でございます。(1)の貸付の状況等の①、貸付条件は貸付の準則どおりでございます。②の新規貸付件数は365件、年度末の貸付総件数は4,593件でございました。③の新規の貸付金額は5億5,913万9,998円、貸付金総額は年度末で67億4,461万4,567円でございます。④の長期借入金は、年度末で退職等年金預託金管理経理から42億2,743万6,300円を借入れているものでございます。続きまして、10ページをご覧ください。(2)の収支につきましては、収入では、貸付金に対する組合員貸付金利息としまして8,847万6,818円、以下合計をいたしまして8,904万1,560円となったものでございます。支出では、上から4行目の退職等年金預託金管理経理からの借入金に対します支払利息4,709万6,879円を中心にして、以下合計をいたしまして8,504万6,932円となったものでございます。収支差引きいたしますと399万4,628円の当期利益金が生じたので、(3)の剰余金をご覧ください。生じた利益金は全額欠損金補てん積立金に積増しをいたしました結果、翌年度へ25億2,518万1,459円を繰越すものでございます。なお、この欠損金補てん積立金の額は、貸付金総額の37.43パーセントに当たっております。

次に、15の物資経理でございます。(1)の自動車物資等の割賦販売による売掛金は、令和3年度末の残高が20億5,873万7,723円でございます。(2)の新規商品売掛金は5億4,976万円で、販売台数は273台となりまして、前年度より6台減少しております。また(3)の長期借入金は、退職等年金預託金管理経理から17億9,370万円を借入れているものでございます。(4)の収支につきましては、収入では商品売上5億4,288万4,108円、商品販売益2,873万1,852円、以下合計をいたしまして6億1,733万212円となったものでございます。支出では、2行目の商品仕入が、商品売上と同額となります。次に貸倒引当金繰入でございますが、事業計画において、損害保険に加入していることを要因として、貸倒引当金の計上を行わないよう見直したので、令和3年度からは計上しないものでございます。また、退職等年金預託金管理経理への借入金に対する支払利息として1,853万6,323円、以下合計をいたしまして5億7,867万6,964円となったものでございます。収支差引きいたしますと3,865万3,248円の当期利益金が生じたので、(5)の剰余金をご覧ください。生じた利益金は全額欠損金補てん積立金への積増しをいたしました結果、翌年度へ2億2,849万3,995円を繰越すものでございます。なお、この欠損金補てん積立金の額は長期借入金の12.73パーセントに当たるものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。次に、16の財形経理でございます。(1)貸付の状況等の貸付条件は記載のとおりでございます。新

規貸付はございませんでした。年度末の貸付総件数は4件でございました。貸付金総額は、年度末で3,533万9,435円となりました。長期借入金は、連合会から3,533万9,435円を借入れているものでございます。(2)の収支につきましては、収入では財形貸付金利息としまして22万1,186円、支出では借入金に対する支払利息として、収入額と同額を連合会へ払い込んだものでございます。収支差引きしますと0円となりましたので、(3)の剰余金をご覧ください。積立金は前年度から繰越した7,207円を全額、翌年度へ繰越すものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第1号の説明がなされたところでございますが、質疑をいただく前に、監査の結果について監事より報告を求めます。佐藤学識経験監事。

学識経験監事 　　はい。

議長 　　はい、監事。

学識経験監事 　　それではお手元の監査報告書をご覧くださいと思います。監査報告書を読み上げまして報告に代えさせていただきます。監査報告書。1、監査年月日。令和4年6月10日。2、監査の対象となった期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。3、監査事項。組合の業務及び財産の状況について。4、監査の結果の概況及び意見。組合の業務は法令の定めるところにより適正に執行され、会計経理についても正確に処理され、証拠書類についても良好に整理されていることが認められました。なお、意見として、アフターコロナを見据え、宿泊経理及び保健経理における施設収入の増加並びに組合員の福祉の向上に向けて一層の努力を求めます。貯金経理については、中長期的な運用利回りを見据えて今後の支払利率を検討し、制度の安定性の向上に努めてください。5、出納職員に対して直接注意した事項。なし。6、その他必要な事項。なし。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組法定款第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。令和4年6月14日。監事、佐藤晴彦。監事、関口正樹。監事、佐藤晴邦。以上でございます。

議長 　　以上で、監査報告を終了し、これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

須藤議員 　　はい。

議長 　　はい、須藤議員。

須藤議員 　　8番の市原市の須藤です。通告書に基づき発言をいたします。初めに、短期経理についてであります。決算書報告の6ページ、薬剤支給費が昨

年対比で約1億8,000万円増額をしていますが、主な要因はどこにあると考えますか。また、雑収入が昨年に比べて、約1,600万円減少していますが、この要因はどこにあるのかお聞きしたい。

次に、保健経理についてです。報告22ページ歯科口腔健康診査は、私の記憶が正しければ、歯科患者の予防対策から平成28年度から25歳以上10歳刻みの年齢に達する組合員に対して受診券を交付することだと思います。令和3年度の受診者数は741件ですが、受診券を発行した件数と実施率はどのくらいなのか教えていただきたい。また、平成28年度からの実施率はどのくらいなのか併せて教えていただきたい。

次に、特定健康診査、特定保健指導についてです。平成30年度から6年間の第3期実施計画に基づき実施をしているわけですが、令和3年度の実施目標が、特定健康診査で86パーセント、特定保健指導で39パーセントですが、現状はどのようになっていますか。また、インセンティブとして直営施設の利用クーポン券はどのくらい活用できたのか併せて教えていただきたい。

次に、那須の森ヴィレッジについてです。施設運営検討委員会の中でも話し合われると思いますが、施設収入が約9,500万円の中で、委託費、委託管理費で約7,600万円かかっています。冬場の閉鎖期間等を考えれば致し方ないと思いますが、施設収入が増えると委託費も増えることを考えれば、県の指摘の独立採算は非常に厳しいと思いますが、見解をお聞きしたい。

最後に、短期の44ページ、未収金明細表柏市外3件3月分外で72万7,438円、厚生年金保険48ページでは、柏市外4件で134万5,965円、退職等年金50ページでは、柏市外4件で11万325円とあります。昨年のご説明だと育児休暇等で給付ができない職員ということですが、事務局として未収金が発生しないように所属所との対応をどのようにとっているのかお聞きしたい。また、短期の45ページに前受収益明細表があります。元千葉市外483名、1億4,872万668円とありますが、483名の任意継続者が4年度分の掛金を前払いしたということによいのかお聞きしたい。同時に、物資の120ページにも114万4,000円とありますが、前受金の取扱いと同時に雑収入との関係がどのようになっているのか教えていただきたい。以上です。

保健課長 はい、議長。

議長 はい、伊藤課長。

保健課長 保健課長の伊藤でございます。私の方からは、短期経理に係るご質問につきまして回答させていただきます。まず、薬剤支給の増加要因についてでございます。令和3年度は会計年度任用職員として新たに組合員資格を取得された方が多く、このことにより組合員数が前年度より約1,300人増となったものでございます。また、令和3年度はコロナ禍における医療機関の受診控えが回復傾向となり、療養の給付、家族療養費の給付ともに前年度より6億円近く増加したものでございます。このように、組合員数が増加している状況下、医療機関の受診件数が増加したことにより、処方される調剤についても増加し、薬剤支給が前年度より

増加したものと考えているものでございます。短期経理の雑収入につきましては、社会保険診療報酬支払基金から還付された退職者給付拠出金の還付金を受け入れているものでございます。当該退職者医療制度につきましては、既に廃止となっているものですが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者を対象として、当該被保険者が65歳に達するまでの間、経過的に制度を存続させているものでございます。従いまして、平成27年度以降は、当該制度の新規の対象者は発生せず減少を続けることとなるものでございます。このことにより、当組合も現在は、支払基金からの通知に基づき、事務費拠出金のみ支払っている状況であり、令和元年度から発生している還付金につきましても年々、前年度と比べて減少しているものでございます。そして、最終的には当該還付金は無くなっていくというものでございます。

また、最後5つ目のご質問についても回答させていただきます。短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理の掛金未収についてでございます。本来、掛金につきましては、給与控除でございますが、本事案は、長期療養による休職者及び欠勤者で給与の支給が無いため、給与からの掛金控除が行われず、徴収が出来なかったものでございます。当該掛金につきましては、毎月、所属所及び対象組合員に対して督促を行っており、仮に傷病手当金が請求された場合は、そこから掛金の控除を行う旨の通知もしておりますが、復職の目途が立たない、傷病手当金の請求も行われぬ等で、徴収が困難な状況が続いております。当組合といたしましては、今後も引き続き所属所と連携を図りながら、対象組合員へ掛金の払込みを依頼してまいりたいと考えているものでございます。次に、短期経理の前受収益明細表に記載のある任意継続掛金についてでございますが、当該掛金は前納制となっている関係で、任意継続2年目を迎えようとしている方が令和3年度中に次年度の掛金を前納するため、3月中に掛金を振り込んでいただいているものでございます。私の方からは以上でございます。

福祉課長 はい、議長。

議長 はい、関参事。

福祉課長 福祉課の関でございます。私からは保健経理、保健経理第2及び物資経理についてお答え申し上げます。まず、歯科口腔健康診査についてでございます。令和3年度の受診券発行件数は5,489件となり、実施率は13.5パーセントでございます。平成28年度以降の実施率につきましては、14パーセントから16パーセント程度で推移をしております。なお、歯科医師会の見解では、歯科口腔健康診査の実施率は10パーセントを超えると高い水準であるとのことですので、引き続き受診勧奨を行ってまいります。

次に、令和3年度の特定健康診査、特定保健指導の実施率につきましては、本年度の10月末に集計をする予定となっております。なお、直営施設利用クーポンにつきましては、現時点におきまして、令和3年度に特定保健指導を終了した63名に配付をしているものでございます。参考になりますが、令和2年度の特定健康診査、特定保健指導の実施率に

つきまして、特定健康診査は81.51パーセント、特定保健指導は12.69パーセントでございました。

次に、那須の森ヴィレッジの独立採算につきましての見解でございます。昨年度の施設運営検討委員会の答申におきまして、長期的にこの施設を維持していくためには、令和4年度以降の利用率の改善状況等を考慮しながら、利用料金の見直しとともに、閉所期間の維持管理に係る費用相当額の繰入の再開について検討をしていく必要があるとされております。このことから、現在の運営方法を維持しながらの独立採算の達成は難しいものと考えております。なお、那須の森ヴィレッジの委託費についてでございますが、食材費相当額を除きまして、利用者が増えることによる施設収入の増加が、そのまま委託費の増加に繋がる契約にはなってはございません。委託費については一定額ということになっております。従いまして、まずは、コロナ禍前の水準にまで利用率を回復できるよう努めるものでございます。

最後に、決算書120ページの物資経理における前受金の取扱いでございます。こちらは、当組合が契約しております自動車販売店36店からの令和4年度の契約料を令和3年度に受け入れたものでございますので、令和4年度におきまして、雑収入と消費税に改めて計上するものでございます。以上でございます。

須藤議員 わかりました。

議長 他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 以上で質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第1号「令和3年度決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 挙手全員であります。よって、議案第1号「令和3年度決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

議長 次に、議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から説明を求めます。布施総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい、課長。

総務課長 それでは、議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」上程をさせていただきます。議案書でございますが、このことについて、組合会を招集する暇がなく臨時

急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和4年4月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。議案書をおめくりいただきまして、1ページの要綱書をご覧いただきたいと存じます。こちらの要綱書をもってご説明させていただきます。まず、第1の変更の目的でございますが、香取市病院事業が解散したこと並びに香取おみがわ医療センターが地方独立行政法人へ移行したことに伴い、所要の変更を行うことを目的とするものでございます。次に第2の変更する事項でございますが、1、令和4年3月31日をもって香取市病院事業が解散したこと並びに令和4年4月1日から香取おみがわ医療センターが地方独立行政法人へ移行したことに伴い、第9条第3項に規定する市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区の表の一部を変更するものでございます。第9条第3項関係でございます。続きまして、2、前項の変更に伴い、第32条第1号に規定する組合員の範囲を定めた別表の一部を変更するものでございます。次に第3の施行期日でございますが、この変更は、公告の日から施行し、変更後の千葉県市町村職員共済組合定款の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。議案第2号、定款の一部変更に係る専決処分につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　ただいま議案第2号の説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　以上で質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　挙手全員であります。よって、議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

議長 　次に、議案第3号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。伊藤保健課長。

保健課長 　はい。

議長 　はい、課長。

保健課長 　それでは、議案第3号をご覧ください。議案第3号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」上程をさせていただきます。資料を1枚おめくりいただきまして、1ページの定款の一部を変更する要綱書

をもってご説明させていただきます。まず第1、変更の目的でございます。年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）における被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用拡大に併せて、地方公務員等共済組合法においても、被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付及び福祉事業を適用するため、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。第2、変更する事項でございます。新たな組合員種別として、「短期組合員」及び「後期高齢者等短期組合員」を加えるものでございます。こちら、第33条、第34条、第40条及び第42条第1項関係でございます。最後に第3、施行期日でございます。この変更は、令和4年10月1日から施行するものでございます。議案第3号につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　ただいま議案第3号の説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　以上で質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。議案第3号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　挙手全員であります。よって、議案第3号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

議長 　次に、議案第4号「貸付債権保全事業に係る債権放棄額の変更について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。布施事務局次長。

事務局次長 　はい。

議長 　はい、次長。

事務局次長 　それでは、議案第4号「貸付債権保全事業に係る債権放棄額の変更について」上程をさせていただきます。議案書をご覧ください。貸付債権保全事業に係る債権放棄額を別紙のとおり変更するものでございます。議案書をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。このことにつきましては、昨年（令和3年）の第197回組合会において貸付債権の放棄申請を行うことのご承認を賜ったものでございますが、その後、千葉県知事に対しまして、貸付債権の放棄申請を行う手続きの中で、千葉県から債権を放棄する額に疑義があるとの指摘を受け、協議を行った結果、回収不能となった元本に付すべき利息の取扱いの解釈に相違があったことが判明したため、債権放棄額の変更についてご承認を賜りたく、お諮りさせていただくものでございます。

それでは、項番の1をご覧ください。放棄する貸付債権の額でございますが、変更後1,645万4,802円、変更前1,603万3,422円であります。件数にして4件分でございますが、変更となるものは、項番2の放棄する貸付債権の内訳にあります、(1)の債務者Aについてでございます。次に、枠囲みの中、①の債権放棄の申請額についてでございます。変更後72万5,460円、変更前30万4,080円となっております。差分につきましては、利息の金額で内訳にあります42万1,380円でございます。次に2ページをご覧ください。(2)の債務者B、(3)の債務者C、3ページ、(4)の債務者Dについては額等の変更はございません。次に、項番の4、損失計上でございます。千葉県知事に本件申請が承認されたのちに、令和4年度変更事業計画及び予算において、貸付経理の貸倒損失として損失計上を行うものとする。このことにより、当期損失金が生じた場合は、欠損金補てん積立金を取崩し補てんするものがございます。4ページ以降には、「債権の放棄申請の詳細」を掲載しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。議案第4号につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま議案第4号の説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　以上で質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。議案第4号「貸付債権保全事業に係る債権放棄額の変更について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　挙手全員であります。よって、議案第4号「貸付債権保全事業に係る債権放棄額の変更について」は、原案のとおり可決されました。

議長 　以上、附議をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。以上をもちまして、第199回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻14時16分）

令和4年6月20日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 小 坂 泰 久

署名議員 平 野 寛